



社会福祉法人静岡県共同募金会

令和5年度事業計画

第1 基本的事項

■定着している“赤い羽根”共同募金

赤い羽根共同募金運動は、昭和22年に国民一人一人が取り組む「国民たすけあい運動」として開始され、以来、NHK歳末たすけあい、地域歳末たすけあい募金と裾野を広げて、今回で77回目を迎える。

昨年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、本県では、多くの募金ボランティアの皆さんのご尽力により寄付金総額は5億円の大台を突破し、累計額では319億円に上った。これまでの運動で、それぞれの時代における福祉課題の解決を支援し、地域福祉の推進に大きく寄与し、“赤い羽根”は広く国民に定着している。

■「赤い羽根」への期待と課題は増加

また、長引くコロナ禍による生活困窮や社会的孤立をはじめとして地域福祉課題は益々多様化、個別化、複雑化しており、制度外ニーズへの支援や地域における住民主体の福祉活動の財源醸成としての役割など、“赤い羽根”への期待はさらに高まっている。一方で、社会貢献制度の多様化等に伴い募金額の減少が続くなど、“赤い羽根”の課題も大きくなっている。

そのため、赤い羽根共同募金運動のさらなる推進を図るため、引き続き新型コロナウイルス感染症に対する十分な対策をとったうえで、今年度は次の5本柱（重点方針）に沿って活動を展開していく。

令和5年度重点方針

1 多様化する地域福祉課題に対する助成メニューの充実

既存の制度やサービスでは対応できない多様な地域福祉課題に対応するため、中央共同募金会が行う「ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン」に対応した「地域での孤立に気づき、つながり、見守る人材の養成や実践活動を支援」する助成メニューを実施するなど、人に寄り添う“赤い羽根”らしい助成メニューを充実する。

- コロナ禍における地域での孤立を防ぐ活動への支援
- 「地域共生社会」の実現のための助成
- こどもを孤立から守るための助成
- 身近な福祉課題を解決するための助成

2 多様化する寄付ニーズに応える寄付方法の提案

- 募金増額に向け、「使いみちの見える化」により戸別募金の増強を図るとともに、課題解決プロジェクト募金、各種インターネット募金や遺贈・相続寄付など、新しい募金手法に挑戦する。
- 社会貢献に関心を寄せる企業に対して、地域共生社会づくりにつながるSDGsの趣旨に即した寄付、寄付つき商品（募金百貨店）、社会貢献型自動販売機設置、企業や従業員からの寄付、物品寄付など、多様化する寄付ニーズに適切に応える寄付の方法を提案する。

3 頻発する災害への対応力強化

昨年9月の台風第15号による大雨被害で県内各地に大きな被害が発生するなど、近年頻発する地震や風水害等の災害を受け、地域の災害への対応力強化のため、災害等準備金、緊急等助成資金を活用した災害ボランティアセンターに係る助成、災害見舞金の支援、災害ボランティア活動に備えた活動用の機器整備助成を通じた協力体制づくりの支援や災害義援金の募集など、被災地支援の充実強化を図る。

4 赤い羽根の知名度を活用した積極的な広報の推進

助成先での赤い羽根ロゴマークの掲出、助成メニューへの“赤い羽根”の冠化、広報用DVDの活用、マスコミへの資料提供など、「赤い羽根」の知名度を活用した積極的な広報に努める。

5 社会福祉協議会との連携強化と開かれた組織の推進

- 募金活動及び助成活動で大きな役割を果たしている県及び市町の社会福祉協議会との情報交換を密にして、共同募金運動の活性化や運用改善に取り組む。
- 運動性の再生を図るため、自らも機能強化を図るとともに、市町共同募金委員会の組織の強化などを支援する。
- 経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性を図り、寄付者に信頼される開かれた共同募金会を目指す。



第2 募金活動 ～顔の見える募金活動～

地域の福祉課題を解決するため、あらかじめ地域福祉活動を行う団体・施設等から助成要望を取りまとめたうえで、使いみち（助成計画）や目標額（募金計画）を定めて、県民全体で募金活動を展開する。

1 社会的ニーズの把握

(1) 県及び市町社会福祉協議会との連携

地域福祉を推進する上で、財源を担う共同募金会と実践を担う社会福祉協議会との関係は車の両輪に例えられることから、緊密な連携を図り共通認識の形成に努める。

県社会福祉協議会	社会福祉法第 119 条に基づく目標額、助成の範囲に対する意見を求める。
市町社会福祉協議会	市町社会福祉協議会事務局長会議、事務担当者会議、実地調査を通じて地域福祉活動母体としての市町社会福祉協議会との意見交換等を行う。

(2) 助成先との意見交換

共同募金の助成を通じて課題解決が図られるよう、実地調査や助成説明会などの際に意見交換等を行い、現状や社会的ニーズの把握に努める。

2 助成要綱の制定・周知・・・3 月下旬

コロナ禍で生活に困窮する人々への支援をはじめ様々な社会的ニーズを踏まえ、助成対象となる活動主体・事業・経費等、助成条件、応募方法、審査方法を明文化した助成要綱を作成し、多くの団体等が応募できるよう早めに幅広く周知する。

3 助成申請の受付・・・4 月～5 月

募集案内を団体・施設等が閲覧できるよう本会ホームページに掲載するとともに、関係福祉団体等へ送付して、活動主体が計画する福祉活動への助成申請を受け付ける。

4 助成計画及び募金計画（目標額）の策定・・・7 月

(1) 助成申請に基づき助成計画を策定し、経費を加えた額を募金計画（目標額）として設定・公表する。

目標額区分		設定者	内 容
(1)一般募金 目標額	地域目標額 (地域福祉活動)	市町 共募	市町社会福祉協議会が主体的に取組む地域福祉活動に対する助成計画に事務費を加え、設定
	広域目標額 (広域福祉活動)	県共募	福祉施設・団体の機器整備、広域活動団体の福祉活動などに対する助成計画に事務費を加え、さらに諸般の状況を勘案して設定
	課題解決プロジェクト募金目標額	県共募	参加団体の申請額を基に、諸般の状況を勘案して設定
(2)地域歳末たすけあい募金目標額		市町 共募	市町社会福祉協議会が年末年始に実施する贈呈事業などの支援活動に対する助成計画に事務費を加え、設定
(3)NHK 歳末たすけあい目標額		県共募	福祉施設・団体が行う年末年始の施設利用者等への支援活動、就職等自立支援事業に対する助成計画に事務費を加え、前年度実績額を勘案し設定

5 広報活動・協力依頼・・・7 月以降

(1) 街頭募金キャンペーンによる広報

赤い羽根共同募金運動の開始を広く県民に広報するために、10 月 1 日の運動開始日を中心に、県内各地で街頭キャンペーンを開催する。

(2) チラシ、ポスター、広報用 DVD など広報資材による広報

ロゴマーク等を印刷したパンフレット・ポスター、広報用 DVD 等を活用し、地域、法人、学校、職場、助成先など様々な場所で広報を行うとともに、関係団体等の広報紙への掲載も含め、幅広く県民に周知する。

(3) 報道機関による広報

- ① 募金運動の活動計画、助成金の使いみち、その他赤い羽根に関する様々な情報を報道機関に随時提供し、広報を依頼する。
- ② 民間放送局に、運動広報用のテレビ・ラジオのスポット素材を提供し、無償の広報を依頼する。



- ③ 日本放送協会に、今年度 73 回目を迎えるNHK歳末たすけあいを中心とした広報を依頼する。
- (4) ホームページによる広報
- ① 助成先の「ありがとうメッセージ」を掲載して「使いみちの見える化」を図る。
 - ② 助成要綱、申請用紙などをダウンロードできる仕組みを充実する。
 - ③ 募金協力企業・団体等を紹介し、企業の社会貢献活動をアピールする。
- (5) 地元プロサッカーチームの協力による広報
- ① 共同募金ポスターへのチームマスコット掲載を依頼する。
 - ② 寄付つき商品（募金百貨店）の販売、試合会場での募金活動への協力等を依頼する。
- (6) ありがとうメッセージによる広報
- 本会作成の各資材に助成先からのありがとうメッセージを掲載し、募金の使いみちや効果を周知する。
- (7) 顕彰制度による広報
- ① 本会事業の遂行に功績のあった募金ボランティア、地区・団体、従事者に対し、顕彰規程により表彰する。
 - ② 高額寄付者には、その金額に応じて感謝状を贈呈する。
- (8) 税制上の優遇措置の周知
- 税制上の優遇措置を広く周知し、共同募金運動への協力を促す。

6 募金活動 ～顔の見える募金活動～

厚生労働大臣の指定を受け、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 6 カ月間、国民たすけあい運動として、可能な限り対面方式で顔の見える募金活動を実施する。

(1) 赤い羽根共同募金（令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の 6 カ月間）

① 一般募金（令和 5 年 10 月 1 日～12 月 31 日の 3 カ月間）

区 別	対 象	方 法
戸別募金	各世帯	募金ボランティアが各家庭を訪問して、募金を依頼（自治会、町内会に依頼）
法人募金	企業	共同募金委員会役職員、民生委員・児童委員などの募金ボランティアによる訪問又はダイレクトメールにより募金を依頼
街頭募金	通行人	駅前、デパートやスーパーの入口、商店街などで、通行人に募金を依頼
学校募金	児童生徒	福祉教育を目的とした学校内での募金を依頼
職域募金	従業員	募金ボランティアなどが事業所を訪問し職場内での募金を依頼
店頭募金	来店者	店舗等への募金箱設置を依頼
助 成 先	利用者・職員	街頭・イベント募金、職域募金、自動販売機設置での募金を依頼

② 課題解決プロジェクト募金（テーマ型募金）（令和 6 年 1 月 1 日～3 月 31 日の 3 カ月間）

一般募金終了後、参加団体が身近な福祉課題の解決に向けた具体的なテーマを定め、当該活動の財源を確保するために、共同募金運動を通じて自らが寄付を呼び掛ける課題解決プロジェクト募金を実施する。 ※寄付者が使いみちを選べる新しいタイプの募金活動

(2) 地域歳末たすけあい募金（令和 5 年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 カ月間）

12 月に、市町社会福祉協議会が中心となって、使途を年末・年始支援資金の助成と明確にして取り組む地域歳末たすけあい募金を一般募金と同様の方法で実施する。

(3) NHK 歳末たすけあい（令和 5 年 12 月 1 日から 12 月 25 日までの 25 日間）

12 月に、NHK、中央共同募金会との共催により、ダイレクトメールを中心とした募金活動を実施する。

・NHKは広報番組を編成し、寄付を呼び掛けるとともに、結果を公表する。

・中央共同募金会は、前年度寄付者にダイレクトメールを発送する。

・本会は、NHK 静岡放送局窓口と金融機関窓口で寄付金を受け付ける。

※NHKと日本赤十字社が共催する「海外歳末たすけあい」と同時展開する。

(4) 新たな募金手法への挑戦

寄付者の多様なニーズに応えるため、新しい募金手法として、ネット募金、寄付つき商品、遺贈・相続寄付等のPRに積極的に取り組み、年間を通じて寄付金を受け付ける。

寄付の種類	内 容
インターネット募金	インターネットを通じた募金（クレジットカード決済）
社会貢献型自動販売機	自動販売機の飲料売上げによる設置者と販売会社等からの寄付
寄付つき商品	「募金百貨店」登録商品の購入により、販売会社等から売上の一部を寄付



寄付の種類	内容
遺贈・相続寄付	遺言による寄付、相続財産の寄付
物品寄付	物品による寄付（物品を金額換算）

7 寄付金の管理

- (1) 金融機関を通じた迅速確実な方法による送金の実施
- (2) 市町共同募金委員会の現況調査の実施
- (3) 会長名領収書の適正な管理

第3 助成活動 ～使いみちの見える化～

社会のさまざまな福祉課題に対して、地域に暮らす人々が共にたすけあい、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与するため、静岡県共同募金会助成要綱に基づき助成活動を展開する。

1 助成プログラム

募金区分	助成区分	対象団体等	対象事業
一般募金	1. 地域福祉活動支援事業	・市町社会福祉協議会 ・広域(複数市町域)の福祉、更生保護活動団体等	・令和6年度に福祉サービス、更生保護を必要とする支援対象者に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整備
	2. 福祉施設機器整備事業	・社会福祉施設 ・更生保護施設	・令和6年度に施設が行う福祉サービス、更生保護に必要な機器整備、建物の補修等
	3. こども食堂誕生日会・福産品応援事業	・障害者の就労を支援する団体	・令和6年度に障害者就労継続支援事業所等が製造するケーキ・焼き菓子・野菜等をこども食堂の誕生日イベントに無償で提供する活動 《令和9年度事業までの時限プログラム》
	4. 地域共生社会づくりモデル事業	・県社会福祉協議会 ・市町社会福祉協議会	・令和6年度に小地域の住民参加型生活支援サービスの立ち上げを支援する活動 《令和7年度事業までの時限プログラム》
	5. 課題解決プロジェクト募金	・市町社会福祉協議会 ・福祉活動、更生保護活動団体等	・令和6年度に身近な福祉課題を解決するための活動
地域歳末たすけあい募金	6. 地域歳末たすけあい事業(地域福祉活動支援事業)	・市町社会福祉協議会	・令和5年度見舞金贈呈事業 ・令和5年度歳末時期の支援事業
NHK歳末たすけあい	7. NHK歳末たすけあい事業(地域福祉活動支援事業)	・福祉、更生保護団体	・令和5年度年末年始支援
		・福祉施設、更生保護施設 ・社会的養護団体	・令和5年度年末年始施設利用者支援 ・令和6年度就職等自立支援
その他(緊急等助成資金)	8. 災害緊急助成事業	・助成要綱等に規定する助成を受ける資格を有する施設、団体 ・罹災者(低所得者等)	・災害等緊急助成実施要領第1条に規定する地震、火災、風水害等の災害その他緊急の事態に機動的に対処するための助成を行う。 (1) 災害による罹災者(低所得者等)に対する見舞金 (2) 静岡県共同募金会災害支援制度運営要綱(災害等準備金)の対象にならない災害における次の経費 ①被災地における災害ボランティアセンター等の設置・運営に関わる経費 ②被災地におけるボランティア活動に関わる経費 ③公費補助の対象とならない社会福祉施設



募金区分	助成区分	対象団体等	対象事業
			の整備・設備費に関わる経費 ④災害ボランティア活動用機器購入費 《令和7年度事業までの時限プログラム》
その他 (中央チャーム 対応事業)	9. つながりワーカー 養成及び実践活動 支援事業	・市町社会福祉協議会 ・市町民生委員児童委員協 議会	・地域での孤立に気づき、つながり、見守る 人材の養成講座・研修や、その実践である サロン・見守り・相談支援等の活動の支援
(その他)	寄付物品の助成		

2 助成の流れ

寄付者の意思を助成事業に反映させるため、助成金の使いみちの透明性の向上を図り、効果的な助成活動に努める。

(1) 実地調査の実施

助成申請内容、申請団体・施設等の活動状況等を的確に把握するため、調査専門員による事務局審査を徹底するとともに、原則として、配分委員による実地調査を行う。

市町社会福祉協議会に対する助成に関しては、抽出で実地調査を行い、「使いみちの見える化」を図るため、助成基準の明確化、支援対象者への直接支援事業ではない事業の削減、地域福祉活動計画への共同募金の積極的な位置付けに努めるよう求める。

(2) 配分委員会の承認

社会福祉法第115条による配分委員会を開催し、助成について承認を得る。

(3) 助成決定

配分委員会の助成の承認後、理事会において助成の決定を行う。

(4) 助成金交付説明会の開催

助成金の交付にあたっては、助成金交付説明会を行い、助成先に対し共同募金の目的・対象・使途等の徹底を図るとともに、感謝の気持ちを寄付者に伝えることを徹底する。

併せて、助成先みずからの赤い羽根共同募金運動への積極的な参加を求める。

3 助成事業の監査及び効果測定

助成事業完了後、助成先から「使途実施報告書」等の提出を受け、実施内容及び助成活動の効果について書面監査を行う。

なお、助成額が200万円以上の高額なものは事務局による実地監査を行う。

第4 災害等への対応

1 義援金の募集

災害が発生し災害救助法が適用された場合は、必要に応じ関係機関（静岡県、日本赤十字社静岡県支部）と協力して、被災者のための義援金の募集及び送金に関する業務を行う。

2 災害等準備金の積立及び助成・拠出

(1) 災害救助法等の対象となる災害の発生に伴う災害ボランティアセンターの立ち上げやボランティア活動、また損壊した福祉施設の建物、設備の復旧等を支援するため、社会福祉法の規定に基づき共同募金から災害等準備金を積立てる。

(2) 災害等準備金による助成・拠出は全国統一の「災害支援制度運営要綱」、「災害支援制度実施要領」に基づき実施する。なお、被災都道府県共同募金会への拠出は、中央共同募金会の調整のもと、迅速かつ適切に実施する。

3 緊急等助成資金による助成

災害等準備金の対象とならない地震、火災、風水害等の災害その他緊急事態等に機動的に対処するため、緊急等助成資金を活用し助成する。

なお、緊急等助成資金の積立残高を適正規模（1億円程度）まで削減するとともに近年多発する災害への対応力強化に資するため、この資金を原資とする「災害ボランティア活動用機器整備事業」を実施する。（令和7年度事業までの時限プログラム）



第5 その他の活動

1 受配者指定寄付金の受入れ及び審査

受配者指定寄付金に係る税制上の優遇措置については、取扱基準及び取扱細目に基づき適正な運用を図る。

2 民間社会福祉資金の総合調整

- (1) 中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の推薦業務受託
- (2) 各種助成団体の補助、助成についての情報提供

第6 法人運営

1 法人の適正な運営

定款及び諸規程に基づき、理事会、配分委員会を開催し、着実に事業計画を推進するとともに、評議員会、監事監査を開催し、法人の適切な運営を図り、寄付者に信頼される開かれた共同募金会を目指す。

特に、評議員会は原則年1回の開催であることから、募金運動の状況や本会の運営等に関する情報を評議員に対して適時適切に提供する。

会議名	開催時期	主な内容
(1)理事会	年3回(5月、7月、3月)	事業計画・予算決定、事業報告・決算承認、目標設定、助成決定等
(2)評議員会	年1回 6月	決算承認等
(3)監事監査	年1回 5月	決算監査
(4)評議員選任・解任委員会	随時	評議員選任
(5)配分委員会	年2回(7月、2月)	助成計画、助成承認等

2 情報公開の推進

県民(特に寄付者)に対する説明責任を果たすため、定款、事業計画書等を閲覧に供するとともに、計算書類等、現況報告書、役員報酬基準を公表する。

情報公開の請求がなされたときは、情報公開規程に基づき情報の公開を行う。

3 関係機関との連携・協調

- ① 中央共同募金会主催の研修会・全国ミーティングや関東ブロック都県研究会等へ参加し、情報収集、意見交換を行う。
- ② 県及び市町社会福祉協議会、中央共同募金会その他関係団体と緊密に連絡を取り合うとともに、情報交換に努める。特に各ブロック社会福祉協議会連絡会との意思疎通や意見交換を積極的に行い、募金と助成の好循環による円滑な運営に努める。

4 事務事業合理化の推進

事務事業の円滑・効果的な運営を図るため、引続き事務の合理化に努めるとともに、必要に応じ諸規程等の見直し、改正を行う。

5 会計事務の適正な執行

法人の財政状態及び収支の状況を正確かつ明瞭にし、内部牽制を励行することで、寄付者を含む関係者の負託に応えられるように努める。

また、経理事務・財務管理については、経理規程により適切に執行するとともに、監事監査及び公認会計士の指導・監査(期中監査及び決算監査)を受ける。

6 法人運営の安定化

安定的な法人運営を行うため、必要最小限の範囲内で、次の積立を行う。

区分	目 的
資 産 更 新 積 立	固定資産の更新に充てるため(減価償却相当額、経理規程による定額法)
運 動 積 立	翌年度の運動にかかる経費に充てるため(本会及び市町共同募金委員会)
運 営 費 積 立	災害時等、緊急に要する運動経費に充てるため(指定寄付金手数料積立)



令和5年度スケジュール

年月	募金活動	助成活動	その他の活動	会議等
4		○申請受付開始 (広域団体、福祉施設、 こども食堂誕生日会福 産品応援、地域共生社会 づくり、課題解決P募 金)	○知事報告	【中央】都道府県共同募金会職員 会議
5		○申請受付開始(社協) 助成計画作成	○募金・助成結 果公告	【本会】監事監査(10日) 【本会】理事会(25日)
6			○募金・広報資 材作成・購入	【本会】評議員会、理事会(15日) 【中央】評議員会、理事会(21日)
7		募金計画・目標額設定 ○課題解決P募金参加 団体決定	○寄付依頼活動 開始	【本会】配分委員会 【本会】理事会(14日) 【中央】都道府県共同募金会常務 理事・事務局長会議(13, 14日) 【中央】赤い羽根全国ミーティング (3, 4日)
8			○募金・広報資 材の発送	【本会】市町事務担当者会議
9		○申請受付開始 (NHK歳末、災害ボラ ンティア活動用機器)	○募金計画公告	
10	【共同募金運動】 (10/1~12/31) 街頭キャンペーン (10/1)			○静岡県健康福祉大会(23日)
11				【中央】都道府県共同募金会職員 研修(1, 2日) 【中央】理事会(10日)
12	【地域歳末たすけあい 募金】(12/1~31) 【NHK歳末たすけあい】 (12/1~25)	○地域歳末たすけあい、 NHK歳末たすけあい 助成決定		○全国社会福祉大会(11月又は 12月で調整中)
1	【課題解決プロジェク ト募金】(1/1~3/31)	○配分委員実地調査(~ 2月)(一般募金)		
2		○一般募金、災害ボラン ティア機器等助成承認	○市町共同募金 委員会仮決算	【本会】配分委員会 【中央】都道府県共同募金会常務 理事・事務局長会議(9日) 【中央】理事会(22日)
3		○一般募金、災害ボラン ティア機器等助成決定 ○助成金交付説明会	○決算	【本会】理事会(18日) 【本会】市町事務担当者打合せ
通年	自動販売機、ネット募 金、募金箱、各募金活 動団体会議での依頼活 動(随時)			○市町社会福祉協議会ブロック 会議への参加(随時)